

## 第5節 環境に配慮した廃棄物政策を推進します



### 基本目標4

## 環境に配慮した 廃棄物政策を推進します

- 4-1 廃棄物のさらなる減量に向けた協働の推進
- 4-2 安定的な廃棄物処理体制の確保



## 4-1

### 基本目標4 環境に配慮した廃棄物政策を推進します

## 廃棄物のさらなる減量に向けた協働の推進

### 市の施策・取り組み

#### (1) 一般廃棄物の4Rを推進します

##### ① 静岡版「もったいない運動」の展開

- ◆ 発生抑制、排出抑制・再使用・再生利用の4Rの実現を目指すため静岡版「もったいない運動」の展開を図るなどし、市民・事業者と協働して「一般廃棄物処理基本計画」を推進します。
- ◆ 一般家庭で不用になった生活用品のリユースを促進するため、譲りたい人から譲ってほしい人へ無料で斡旋する生活用品活用バンク事業を実施します。
- ◆ 環境や健康のことを考えて買い物や生活をする消費者を育成するグリーンコンシューマー講座を実施します。
- ◆ マイボトルやマイバッグの利用促進により、レジ袋や過剰包装の削減を進めるなど、発生・排出抑制に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 再生利用を促進するため、自治会などが実施する集団資源回収事業や古紙等資源回収活動を支援します。
- ◆ 生ごみの減量化、資源化を促進するため、生ごみ処理機器の購入への助成や竹粉を利用した生ごみの処理法の活用を進めます。
- ◆ 小型家電のリサイクルを推進します。
- ◆ 「ごみリサイクル展」などの開催により、ごみ減量に向けた啓発活動を推進します。
- ◆ 沼上資源循環学習プラザ、西ヶ谷資源循環体験プラザを中心に、見学への案内や講座・イベントの開催、リユースマーケットの実施などの環境学習や環境体験を行い、市民のごみ減量意識を高めます。
- ◆ 多量排出事業者による発生抑制に向けた取り組みへの指導を行います。



もったいない運動

##### ② ごみに関するマナーの向上

- ◆ 「廃棄物減量等推進員」を委嘱し、自治会・町内会などとの連携を深め、地域のごみ集積所における分別及び排出マナーの指導や啓発を通じて、ごみの減量化、資源化を推進します。

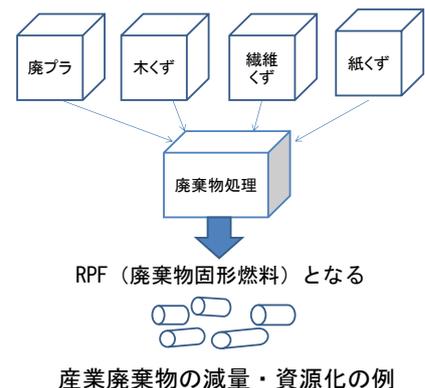
#### (2) 産業廃棄物の4Rを推進します

##### ① 産業廃棄物に関する施策の推進

- ◆ 「産業廃棄物処理対策推進方針」に基づき、事業者による発生抑制、減量化、循環利用の取り組みを促し、循環型社会の実現を図ります。

##### ② 産業廃棄物の減量・資源化

- ◆ 多量排出事業者の処理計画作成に当たっての指導、発生抑制に係る情報提供などにより、産業廃棄物の発生を抑制します。
- ◆ 自己処理の推進による減量化を図ります。



- ◆ 循環利用の容易な製品の開発、公共工事における資源の循環利用などを促進することにより、産業廃棄物のリユース・リサイクルを進めます。
- ◆ 排出事業者及び処理業者に対してマニフェストの適切な運用を励行するように指導します。
- ◆ 事業者に対して、産業廃棄物の循環利用に係る情報などの積極的な提供を進めます。

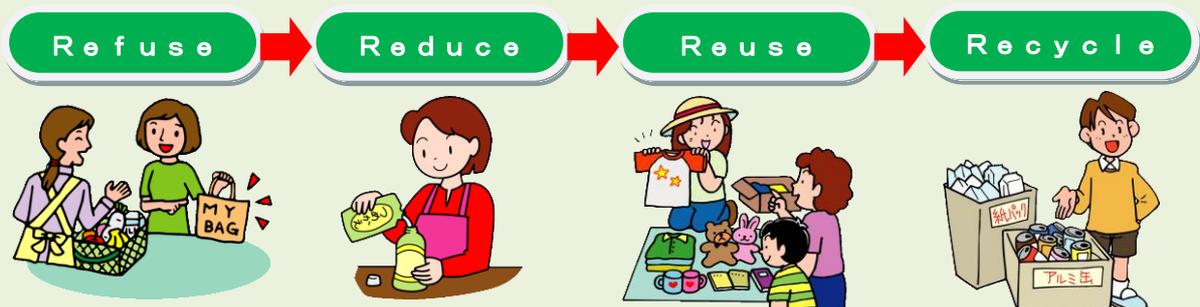
## 市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 過剰包装を断るよう心がけます。	●	
■ 商品の簡易包装の推進及び消費者への啓発を行います。		●
■ マイバッグ運動に協力し、レジ袋の削減を図ります。	●	●
■ 詰め替え商品や長寿命商品を優先的に購入します。	●	●
■ 使い捨て製品の製造・販売から、詰め替え製品の製造・販売を促進します。		●
■ 個別売りや量り売りを選択し、必要量を購入します。	●	
■ 食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行います。	●	
■ 修理などを行って製品を長く大切に使用します。	●	
■ バザー、フリーマーケット、リサイクルショップなどで日常生活用品を再使用するとともに、レンタルやリースを活用します。	●	
■ 地域の資源集団回収、店頭回収を利用します。	●	
■ 長く使えるような製品を開発・製造し、修理やアフターサービスに努めます。		●
■ 分別や資源化のしやすい製品を開発・製造・販売します。		●
■ ごみの分別及びリサイクルを徹底し、ゼロエミッションを目指します。		●
■ 生ごみ処理機器などを利用した生ごみの堆肥化や減量化を行います。	●	●
■ 環境に配慮した商品や再生品を購入します。	●	●
■ 指定ごみ袋を使用し、ごみの分別と出し方をしっかり守ります。	●	
■ 産業廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持ってごみを処理します。		●
■ 産業廃棄物管理責任者の設置や廃棄物処理委託先の実施確認などを徹底します。		●

### コラム

#### 4Rとは？

4Rとは、ごみを減量するための考え方であり、優先順位の高い方から「Refuse：いらぬものは断る」「Reduce：減らす」「Reuse：再使用する」「Recycle：再生利用する」となっています。4Rを実践して、循環型社会を目指しましょう。



## 4-2

### 基本目標4 環境に配慮した廃棄物政策を推進します 安定的な廃棄物処理体制の確保

#### 市の施策・取り組み

#### (1) 廃棄物関連施設における適正処理を進めます

##### ① 廃棄物関連施設の整備

- ◆ ごみの長期的安定的な処理を行うため、既設清掃工場の長寿命化を図るとともに、新しい最終処分場の整備を目指します。
- ◆ 稼働を終了した清水清掃工場の跡地利用について検討を行います。



西ヶ谷清掃工場

##### ② 廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 市が実施する全ての工事を対象として、熔融スラグの資材としての有効利用を促進します。
- ◆ 一般廃棄物、産業廃棄物や浄化槽清掃・保守点検などの廃棄物処理業者に関する許認可事務や、許可業者への立入検査などを行い、適正な廃棄物処理体制を確保します。
- ◆ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物の数量把握・集計処理を行うとともに、PCB保管者などに対する適正保管指導や立入調査による監視、処理の円滑化を図るための支援などを行います。



立入調査

#### (2) 不法投棄やごみの散乱を防止します

##### ① 不法投棄の防止

- ◆ 山間地等廃棄物不法投棄監視員（以下「不法投棄監視員」という。）を委嘱し、不法投棄の監視や啓発を通じて、山、川、海岸部の自然や生活環境を保全します。
- ◆ 廃棄物監視機動班や不法投棄監視員のパトロール活動による定期的な監視はもとより、市民やボランティア団体などの協力により、不法投棄の早期発見に努めます。
- ◆ 不法投棄パトロールなどで確認された不法投棄の状況及び原因者特定の調査を行うとともに、再発防止策を講じます。
- ◆ 私有地などの所有者・管理者に対して、不法投棄防止の方策についての指導・支援をします。
- ◆ 警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を徹底します。
- ◆ 市道などの公共施設内に放置された所有者の不明な廃自動車の処分を行います。



不法投棄パトロール

##### ② 環境美化の推進

- ◆ 河川敷や海岸などの美化活動を進めます。
- ◆ 自治会・町内会などを通じて、地域ぐるみで美化運動が推進できるような体制を構築します。
- ◆ アドプトプログラムの活用や、「環境の日」清掃奉仕活動への協力などにより、環境保全活動への協力を推進します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 保管するPCB廃棄物の適正保管、早期の適正処分を行います。	●	●
■ 市発注工事においては、「熔融スラグ有効利用ガイドライン」に沿った熔融スラグの適正な活用を図ります。		●
■ 管理地を清潔に保つなど、不法投棄されにくい環境を維持します。	●	●
■ 事業所内から発生するごみを適正に処理します。		●
■ 不法投棄の監視や回収に協力します。	●	●
■ 河川敷や海岸などの美化活動に積極的に参加します。	●	●

コラム

熔融スラグとは？

「熔融スラグ」とは、ごみやごみを焼却した灰を1200℃以上の高温で溶かしたものを冷却し固化させたもので、本市では砂状に加工を行い、建設資材として利用しています。

本市では、平成15年度以前は、ごみはすべて焼却し、その灰を埋め立て処理していましたが、最終処分場の延命化を目的として、平成16年度から、沼上清掃工場において焼却灰の熔融処理を開始しました。(熔融スラグ化) その後、平成22年度からは、西ヶ谷清掃工場においてもごみの熔融処理を開始し、最終処分場へ埋め立てる焼却残渣の量を大幅に減量することができました。

現在、熔融スラグは、市の工事において下水道管工事等の埋戻し材料、アスファルト舗装の材料、また、U字側溝などのコンクリート二次製品の材料として有効利用されています。



熔融スラグ



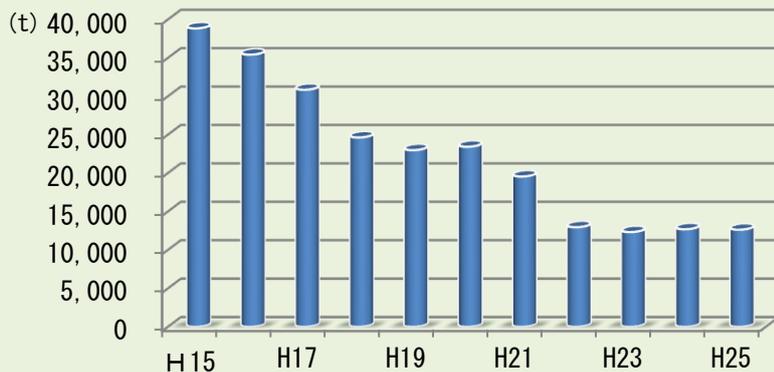
埋戻し材料 (管巻砂)



アスファルト舗装材料



コンクリート二次製品材料



最終処分場へ埋め立てる焼却残渣の推移



ごみ減量啓発キャラクター「しずもちゃん」

コラム

第1次環境基本計画からの変更点は？

第1次環境基本計画（平成17年度策定）から、第2次環境基本計画（平成26年度策定）への主な変更点は以下のとおりです。

- ①南アルプスユネスコエコパークの登録や、三保松原の世界文化遺産構成資産としての登録を機に、これまで以上に積極的な環境保全・活用が求められるため、「共生」という概念からさらに環境と人との「相乗効果」と「好循環」のまちを目指す基本方針を掲げます。
- ②循環型社会への意識の高まりに伴い、今まで生活環境に含めていた廃棄物に関する取り組みを独立した施策として設定しました。
- ③環境教育及び地域経済については、他の基本目標とも密接に関連する横断的分野であることから、各基本目標の中に織り込んでいくこととしました。
- ④南アルプスユネスコエコパークに関する施策を重点プロジェクトとして設定しました。
- ⑤これまでの行政区から、地域特性や事業ごとの環境配慮事項を設定し、本市の豊かで多様な環境の保全を図っていきます。

